

## 第1節 地盤に係る施設等の災害対策

危機対策課 建設課 農村整備課  
都市計画課

市は、県及び防災関係機関と連携し、地震に伴う土砂災害等を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講ずるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

### 1 土砂災害予防対策

#### (1) 土砂災害防止対策の推進

##### ア 土砂災害危険箇所の調査把握

(ア) 県、市及び防災関係機関は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の把握・指定に努めるものとする。

(イ) 県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講ずるものとする。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の特定開発行為に関する許可制
- b 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- c 土砂災害時に土砂災害特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのあるときの移転等の勧告
- d 勧告による移転者への融資、資金の確保

(ウ) 市は、県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講ずるものとする。

- a 円滑な警戒避難が行われるよう必要な事項を本計画に記載
- b 要配慮者関連施設がある場合には、情報伝達体制の整備
- c ハザードマップの作成と周辺住民への啓発

##### イ 市の役割

市は、土砂災害の警戒避難体制に関してあらかじめ下記事項を定める。

(ア) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の

名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(オ) 救助に関する事項

(カ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(キ) 避難勧告等の発令基準及び発令対象区域

ウ 土砂災害危険箇所の把握と周知

(ア) 危険箇所の周知

土石流、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。また、雨量情報等の土砂災害に関する情報を宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)等により広く住民に提供するよう努めるものとする。

市は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画(資料8-1~8-6)に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により、地区住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努めるものとする。

(イ) 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日~7日は、がけ崩れ防災週間となっている。

市は、県の協力を得て、住民に対し次のような広報活動を実施する。

- a ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会の実施
- b 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布
- c 防災行政無線による放送
- d 広報車による巡回広報活動

(2) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

市は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。また、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールする。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

市は、被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(4) 土石流危険溪流の防災措置

市は関係機関と連携を図り、地震により土石流の発生が予想される危険溪流等を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべ

き土地について砂防指定地としての指定推進に努める。

(5) 地すべり防止区域の防災措置

地震等により、一たび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。このため、国及び県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

なお、市は、地すべり危険地区における警戒避難体制の整備について県に指導を求める。

(6) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

市は、崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の住民に危険が予想される地域については、地区住民の協力の下に災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域と併せて、地区住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

(7) 治山施設等の災害防止事業

市は、国及び県の協力を得て、山地に起因する災害防止対策を講ずる。

ア 保安林の整備

(ア) 森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び公益的機能を十分に発揮させるため、指定保安林の保全に努める。

(イ) 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

山地災害危険箇所において、危険度の実態を把握し、危険性の高い地区については、関係機関と協力し、必要に応じて計画的に治山施設の整備を進める。

ウ 林道施設の整備

災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道の整備に努める。

また、退避所等の設置について検討する。

(8) 宅地造成事業

宅地造成事業については、防災措置を講ずるよう指導する。

(9) 雨量観測体制の整備

地震による地盤の被害に加え、降雨による重大な二次災害が発生することが考えられるため、市は、危険区域の住民等に対して早期に適切な措置がとられるよう、簡易雨量計を設置し、雨量観測体制の整備を推進する。

## 2 災害に強い農村整備

### (1) 農業施設の耐震性の改善

市は、新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。

### (2) 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

農業施設が地震で被災（用排水路、けい畔の損壊等）することにより生ずる水害、土砂災害危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

### (3) 農業被害の予防対策

市は、農業、畜産業等の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

#### ア 営農用資機材の確保

(ア) 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

(イ) 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように備蓄する等の確保対策を講ずる。

#### イ 営農防災対策の推進

(ア) 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・けい畔、斜面の補強を行う。

(イ) 施設園芸・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

## 3 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体化する現象で、地震動はそれほどなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、市は、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

### (1) 法令遵守の指導

建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令の遵守の指導を行う。

### (2) 地盤改良の推進

市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

### (3) 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改

良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策に努める。

(4) 液状化対策手法の周知

将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらを防止又は軽減させるための具体的な工法も含め、技術的対応方法等について住民や関係機関への周知に努める。

**4 各種データの保存**

市は、道路、橋りょう、治山施設等が被災した際に、円滑な応急復旧、あるいは改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備や複製の別途保存に努める。

## 第2節 河川施設等の災害対策

危機対策課 建設課 農村整備課

市は、県及び防災関係機関と連携して、地震に伴う河川、農地等の被害を防止するため、関係施設の定期的な点検及び維持管理を行うとともに、耐震性の強化を図る。

### 1 河川管理施設

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋りょう等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。市は、市内の雨量や河川水位情報の収集を図りながら、二次災害の防止や水防活動等に万全を期する。さらに、河川において、出水時には水防活動の拠点になり、地震時等においては指定避難所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備に努める。

### 2 農地・農業用施設

(1) 市は、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 市は、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫又はかさ上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

## 第3節 交通施設の災害対策

危機対策課 建設課 市民協働課

道路、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救援活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。

市は、交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策を実施し、安全確保に努める。

### 1 道路施設

市は他の道路管理者と協力し、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。（資料11－2参照）また、地震災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

#### (1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

#### (2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施し耐震性を高める。

#### (3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

#### (4) 道路附属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

### 2 鉄道施設

東日本旅客鉄道(株)は、橋りょう、土地構造物等の施設を主体に、補強対策を推進し、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、土木建造物の変状若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施する。さらに、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

## 第4節 市街地の防災対策

危機対策課 都市計画課  
建築住宅課

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災など市街地の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や指定避難所、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

### 1 市街地開発事業の推進

市は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき、低層木造建築物等の密集した既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

### 2 土地区画整理事業の推進

市は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、土地区画整理事業による市街地の整備について、県の指導を得て、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消に努める。

### 3 都市公園施設

市は、避難路、指定緊急避難場所、延焼遮断帯及び防災活動拠点としての機能を有する都市公園の整備促進に努める。



## 第5節 建築物等の耐震化対策

危機対策課 建築住宅課  
教育総務課

市は、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

### 1 公共建築物

- (1) 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点になる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物もあることから特に耐震性が要求されるため、市は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- (2) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号）に基づき、所管行政庁である県と連携して、市は耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行う。
- (3) 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

### 2 教育施設

- (1) 校舎等の耐震性の強化  
市は、教育施設としての機能向上を基本に校舎等の耐震性の強化を図り、防災機能の整備・拡充に努める。
- (2) 設備・備品等の安全管理  
設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、震災時において、児童生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。  
また、窓ガラスの飛散による被害を防止するため、ガラス飛散防止フィルムの整備を図る。
- (3) 水泳プールの防災機能等の整備  
市は、震災時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

### 3 一般建築物

一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁である県と協力して耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言や支援等を行い、耐震改修が必要な建築物に対しては、住宅・建築物耐震改修等事業等により支援を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

### 4 落下物・ブロック塀等

市は、地震発生による建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動や支援を行う。

## 第6節 ライフライン施設等の予防対策

危機対策課 経営課 施設課

上下水道、電力、通信サービス等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、市は、大規模地震による災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

具体的な施策については、第2編第1章第4節「ライフライン施設等の予防対策」に準ずる。

## 第7節 危険物施設等の予防対策

危機対策課 消防本部

震災時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。このため、市は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど地震対策と防災教育を推進する。また、各危険物施設等の耐震性能の向上を図る。

### 1 危険物施設

大規模な地震が発生した場合、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設等の火災や危険物の流出、有毒ガス等の漏洩などの発生が予想され、発生した場合には周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は県と連携を図り、これら施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導をし、地震対策と防災教育の推進を図る。

#### (1) 安全指導の強化

危険物施設の所有者、管理者及び占有者並びに危険物保安監督者及び危険物取扱者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### (2) 耐震性強化の指導

危険物施設の耐震設計基準については、年々強化され、地震に対する構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導し、また、耐震性強化についての指導を行う。

#### (3) 自衛消防組織の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

#### (4) 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物災害への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

### 2 高圧ガス施設

市は、県及び宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震対策や設備等の安全化を図る。

また、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者に対し、法令の耐震基準を遵守し、高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図るよう指導する。

### 3 火薬類製造施設等

消防本部は、火薬類製造施設等の関係者に対し、火薬類を製造、保管している施設等の耐震対策の指導等を行うとともに、常に警察等関係機関と連携を図り、災害の拡大、二次災害等の防止に努めなければならない。

#### 4 毒物、劇物及び指定可燃物貯蔵取扱施設

消防本部は、毒物、劇物及び指定可燃物貯蔵取扱施設の関係者に対し、貯蔵、取扱施設等の耐震対策の指導等を行うとともに、常に警察等関係機関と連携を図り、災害の拡大、二次災害等の防止に努めなければならない。

## 第8節 情報通信連絡網の整備

危機対策課 市政情報課  
消防本部

大規模な地震災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

このため、市は県及び防災関係機関の協力を得て、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第5節「情報通信連絡網の整備」に準ずる。

## 第9節 職員の配備体制

人事課 危機対策課 消防本部

地震により災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、平常時から動員・配備計画等の体制を整備しておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の配備体制についても、同様に定めておく。

職員の配備に関する基準は、栗原市災害対策本部及び警戒本部活動要領の別表第1、別表第2に定めるとおりとする。また、配備基準ごとの職員の動員配備については、別に定めている「職員行動マニュアル」のとおりとする。

具体的な施策については、第2編第1章第6節「職員の配備体制」に準ずる。

## 第10節 防災拠点等の整備・充実

危機対策課 消防本部  
社会福祉課

市は、震災時における防災対策を推進する上で重要となる指定避難所、避難路、防災拠点等の公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、整備・充実を図る。

また、震災時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第7節「防災拠点等の整備・充実」に準ずる。

## 第11節 相互応援体制の整備

危機対策課 消防本部

大規模地震災害時には、本市のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の支援が必要となる。このため、市は、他の地方公共団体間との相互応援体制の整備充実を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第8節「相互応援体制の整備」に準ずる。

## 第12節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

危機対策課 健康推進課  
医療管理課

地震災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は、関係機関の協力の下早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

具体的な施策については、第2編第1章第9節「医療救護体制・福祉支援体制の整備」に準ずる。

## 第13節 緊急輸送活動対策

危機対策課 建設課

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。また、倒壊、崩壊により道路の機能が失われることのないよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

具体的な施策については、第2編第1章第10節「緊急輸送活動対策」に準ずる。

## 第14節 火災予防対策

危機対策課 消防本部

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。このため、市は関係機関と連携を図り、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、消防力の強化、消防水利の整備など火災予防対策の徹底に努める。

### 1 出火防止、火災予防の徹底

市は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会を捉え、次の指導を徹底する。

#### (1) 一般家庭に対する指導

ア 地震時には、火気使用器具の消火は、やけど防止の観点から揺れが収まってから消火することが望ましいことの周知を図る。

イ 火気使用器具の使用及び管理の徹底を指導、推進する。

ウ 家庭用消火器、住宅用火災警報器の設置及び寝具、衣類等の防災物品の利用などを指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 漏電火災を防止するため、地震後の避難の際は、ブレーカーを切るよう指導する。

カ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼び掛け、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

キ 身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問など関係部局と連携し防火診断などを行い、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

ク 自主防災組織による日頃の訓練等を通じ、地域の火災予防活動の推進を図る。

#### (2) 職場に対する指導

ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。

イ 終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。

エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ 自衛消防組織の育成指導を行う。

カ 駅、店舗等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ク 危険物施設、高圧ガス（液化石油ガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

## 2 初期消火体制の強化

大規模震災時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があるため、家庭や職場などで住民が行う初期消火が極めて有効であることから、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市は、次のとおり活動体制を確立する。

### (1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 婦人防火クラブ及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、平素から地震火災発生時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 幼年期における防火教育を推進するため、園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

### (2) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

## 3 消防水利の整備

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、市は、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。

(2) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を図る。



## 第15節 避難受入れ対策

危機対策課 社会福祉課  
学校教育課

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、市は、地震災害時における避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、要配慮者の安全避難について留意する。

具体的な施策については、第2編第1章第11節「避難受入れ対策」に準ずる。

なお、市は、避難場所の指定に当たっては、被災者に対する救援、救護活動を実施することが可能な場所で、耐震耐火の建築物があるか、又は仮設住宅を設置することが可能な規模を有することについて、特に留意する。

## 第16節 食料、飲料水及び生活物資の確保

危機対策課 社会福祉課  
農業政策課 産業戦略課 施設課  
田園観光課

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、市は、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行えるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図っていく。

具体的な施策については、第2編第1章第12節「食料、飲料水及び生活物資の確保」に準ずる。

## 第17節 災害廃棄物対策

環境課

大規模地震災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿など）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市は、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理・処分体制の整備を推進する。

具体的な施策については、第2編第1章第13節「災害廃棄物対策」に準ずる。

## 第18節 ボランティアのコーディネート

社会福祉課

大規模地震災害発生時におけるボランティア活動は、個人のほか専門技能グループを含む組織が、消火、援助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程において大きな役割を果たす。

市は災害時におけるボランティアの自主性を尊重しつつ、活動の実効を確保するため、ボランティアのコーディネートや登録等に関しあらかじめ調整しておく。

具体的な施策については、第2編第1章第14節「ボランティアのコーディネート」に準ずる。

## 第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対応

市民課 社会福祉課 介護福祉課  
健康推進課 市民協働課  
産業戦略課 田園観光課  
ジオパーク推進室

大規模災害時には、要配慮者のほか団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、市は、県及び関係機関と連携し、その対策について整備しておく。

具体的な施策については、第2編第1章第15節「要配慮者・避難行動要支援者への支援対応」に準ずる。

## 第20節 積雪・寒冷期における地震災害 予防対策

危機対策課 建設課 消防本部

積雪・寒冷期の地震は、他の季節の地震と比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市は県及び防災関係機関と連携して、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 1 除雪体制等の整備

市は他の道路管理者と連携して、積雪・寒冷期に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携の下に、除雪を強力に推進する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

### 2 避難所体制の整備

市は、積雪期における地震災害に備え、避難所を確保し、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するとともに、避難所における暖房器具等の確保に努める。

### 3 なだれ対策

市は、他の道路管理者と連携して、なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の施設整備を推進する。

## 第21節 防災知識の普及

全 部

市は、地震災害に際して的確な行動がとられるよう、住民及び市職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第17節「防災知識の普及」に準ずる。ただし、地震の場合、家庭における防災対策に関する知識の普及に当たっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止等に留意する。

また、市は地震災害に備えるために、家庭、職場、地域住民等の心構えについてあらゆる機会を通して啓発に努める。

## 第22節 防災訓練の実施

危機対策課 消防本部

市は、地震災害発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、現地において計画的に防災訓練を実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第16節「防災訓練の実施」に準ずる。

## 第23節 地域における防災体制

危機対策課 消防本部

大規模地震が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、市は、地域住民等による自主防災組織等の育成・指導を推進する。

具体的な施策については、第2編第1章第18節「地域における防災体制」に準ずる。

## 第24節 企業等の防災対策の推進

危機対策課 産業戦略課  
消防本部

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

具体的な施策については、第2編第1章第19節「企業等の防災対策の推進」に準ずる。